

山形県農業総合研究センター「食品加工支援ラボ」使用要領

1 趣旨

この要領は、山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則(平成30年3月30日山形県規則第37号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、山形県農業総合研究センター(以下「センター」という。)食品加工支援ラボ(以下「ラボ」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領で使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 試作等

新商品の開発、既存商品の改良、加工技術習得のための試作等。

(2) 食品の製造

市場調査を目的とした試験販売等に供する食品の製造。

(3) 器具等

ラボに備え付けている器具又は機械。

(4) 設備等

ラボの施設及び設備。上記(3)の器具等を含む。

(5) 所長

農業総合研究センター所長。

3 使用目的及び使用者の範囲

ラボは、県内在住の農業者、農業関係者及び県内に事業所又は支店等を有する食品製造業者等が、県産農産物を使った加工食品の開発を目的として、試作等又は食品の製造を行う場合に使用することができるものとする。

4 設備等の使用日及び使用時間

(1) ラボの設備等を使用することができる日は、平日とする。ただし、12月29日から1月3日までの期間を除く。

(2) 設備等を使用することができる時間は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 所長は、必要があると認めるときは、上記(1)及び(2)の規定に関わらず、使用日及び使用時間を変更することができる。

5 器具等の使用申込み

器具等の使用を希望する者は、あらかじめ食品加工技術相談窓口にご相談したうえで、次の申請書を提出するとともに、必要に応じてセンターが開催する研修等を受講しなければならない。

(1) 試作等

試作等のために器具等を使用する場合には、「器具等使用承認申請書(試作用)(別記様式1)」及び所長が必要と認める資料を提出しなければならない。

(2) 食品の製造

食品の製造のために器具等を使用する場合には、「器具等使用承認申請書(製造用)(別記様式2)」及び所長が必要と認める資料を提出しなければならない。

6 料金の納付及び減額

- (1) 規則第3条第1項の規定により所長の承認を受けた者は、所長が特に必要と認めた場合を除き、器具等の使用を開始する日の2日前（土日祝日等を除く。）までに、納入通知書を用いて県指定金融機関等で料金を納付するとともに、領収証書の写しをセンターにFAX等で送付しなければならない。
- (2) 規則第2条第3項の規定による減額を受けようとする者は、上記5（1）又は（2）と併せて「器具等の使用に係る料金の減額申請書（別記様式3）」を所長に提出しなければならない。

7 器具等の使用中止の申出

器具等使用承認申請書を提出した後、使用中止を申し出る場合には、「器具等使用中止申出書（別記様式4）」を所長に提出しなければならない。

8 器具等の使用変更の申出

器具等使用承認申請書を提出し承認を受けた後、使用の変更を申し出る場合には、「器具等使用変更申出書（別記様式5）」を所長に提出しなければならない。但し、変更後の使用日は料金納付日の2日後以降とする。

9 設備等の使用上の遵守事項

設備等を使用する際、使用者は下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用の目的以外に利用し、又はその権利を譲渡若しくは転貸しないこと。
- (2) センター職員の指導を受けた後に使用すること。
- (3) 設備等を破損及び汚損しないこと。また、器具等の紛失、外部への持ち出し、又はセンター職員の確認を受けない配置変更等をしないこと。
- (4) 設備等について、故障その他異常を発見した時は、速やかにセンター職員に申し出て指示を受けること。
- (5) 設備等の破損又は汚損の恐れがあるものを持ち込まないこと。
- (6) 作業を終了し、又は中止したときは、設備等の清掃及び点検を行いセンター職員の確認を受けること。

10 使用の承認

所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、器具等の使用を承認しないことができる。

- (1) センターの業務及び管理に支障があるとき。
- (2) 設備等を破損又は汚損する恐れがあると認められるとき。
- (3) 製造する食品が、法令等に違反する恐れがあるとき。
- (4) 申請者が試作等又は食品の製造をしようとする物が、申請者によって既に商品化されている食品であるとき（当該商品を改良する場合等を除く。）。
- (5) 公の秩序を乱す恐れがあるとき。
- (6) 申請者又は使用者（以下「申請者等」という）が次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団（山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう（以下同じ）。）

- ロ 暴力団員等（要綱第2条第2号に規定する暴力団員等をいう（以下同じ）。）
- ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

1 1 使用承認後の使用制限

所長は、器具等の使用の承認後に、10（1）から（6）及び次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を制限することができる。

- （1）使用前日までに料金の納入が確認できないとき（ただし、規則第2条第2項の規定により後納が認められた場合を除く。）。
- （2）承認を受けた使用目的以外の目的で使用したとき又は偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。
- （3）使用者が使用前又は使用中に体調不良となったとき又はその疑いがあるとき。
- （4）保健所の食品営業許可が必要な食品を製造する場合において、使用開始前に必要な営業許可が取得できないとき。
- （5）災害等その他やむを得ない理由で設備等が使用できなくなったとき。
- （6）規則又は本要領に定められている事項に違反したとき又はセンター職員の指示に従わないとき。
- （7）その他センターの業務に支障を来すと認められるとき。

1 2 申請者等の賠償責任

設備等の損傷が申請者等の責に帰すべき理由により発生した場合は、申請者等が設備等の修理又は損害の補てんをしなければならない。

1 3 事故及び災害発生時の責任

設備等の使用中に申請者等の責に帰すべき理由により発生した事故及び災害については、申請者等が全責任を負うものとする。

1 4 製造物責任

製造物に起因する危害の発生に関する責任（製造物責任）は、申請者等がこれを全て負い、県はいかなる責任も負わないものとする。

1 5 その他

- （1）原材料及び資材、作業着等は、申請者等が準備すること。
- （2）申請者等は、設備等使用後に、県が加工品の商品化の有無、販売状況等に関する調査を実施した場合には調査に協力するものとする。

附則 この要領は、平成30年6月20日から施行する。
この要領は、令和3年7月1日から施行する。
この要領は、令和5年7月20日から施行する。